

井野長割遺跡の保存と活用に関する近隣住民の考え方

2013年9月9日

はじめに

井野長割遺跡の近隣住民としては、当該遺跡が国指定の史跡であり、文化財保護法によりその保存と活用を図る必要があることは理解できます。しかしながら、当該遺跡はその規模や特性（森林、盛土等）から、保存と活用のバランスを図る事が極めて難しいと考えられます。活用という名の下、必要以上に施設や園路、その他設備を設けることにより、不特定多数の来訪者が出入りし、結果的に保存という目的が達成されない可能性が大いいためです。また、当該遺跡が住宅地に隣接していることから、他の著名な史跡のように大々的に活用を図ることは、防犯上、景観上困難であると考えます。

井野長割遺跡を襲し、共に生活する近隣住民としては、当該遺跡の保存を最優先とした整備を行っていただきたいと考えます。活用の方法によっては、当該遺跡の保存に寄与できると思われれます。

佐倉市教育委員会文化課様の依頼に基づき、井野長割遺跡の近隣住民として考える当該遺跡の保存と活用の考え方について下記の通りまとめました。

園路について

近隣住民としては以下の理由から井野長割遺跡には園路を整備する必要はないと考えます。

- 井野長割遺跡には盛土が良好に残存していることから、極めて貴重な盛土だとされていますが、一般人の目からは起伏のある林にか見えません。これを「貴重な盛土」として園路を設けて近くで見てもらうことの意義が見いだせないと感じます。当該遺跡は規模がいさく、中に入らなくても外からでも十分にその存在を確認することができます。
- 逆に貴重な盛土であるからこそ、人をなるべく近づけないことで保存を図るべきであると考えます。園路を設けるということは、不特定多数の来訪者が出入りすることを意味し、これによりどれだけ工夫したとしても故意にまたは過失により貴重な盛土が痛められる可能性が生じると考えます。
- また、園路があることは、本来の目的以外の不順な動機で当該遺跡内に時間外に不審者が侵入する機会を生むこととなります。現状では当該遺跡には園路はもとより照明や塀等の設備はなく、このような状況が逆に遺跡内に不審者を寄せ付けない効果があると考えられます。園路があれば防犯上の課題が多くあり、さらにそのための防犯対策を講じることで景観を害してしまうという悪循環に陥りかねません。

園路がなくても草刈り等の基本的な整備を行うことで、遺跡内に入り見学することは物理的には可能です。原則的に遺跡内への無断立ち入りは禁止として、学術的な目的等、遺跡内に入りたいという要望に対しては、文化課からの許可を得る許可制とすることでこれに 대응することができます。許可制度の運用方法については別途議論していただくとし、文化課の職員様（または別途指定された担当者様）が遺跡への立ち入りと同

伴することで、遺跡の出入りの管理が可能となり、過失による盛土の損傷等を防ぐこともできます。確実に当該遺跡の保存を実現しながらその活用を図ることができるはずです。

維持活動について

近隣住民としては、以上の理由により園路を設ける必要がないと考え、また関連して遺跡内への不特定多数の立ち入りは原則的に禁止すべきであると考えます。しかしながら、国内に古くから数多く存在する里山林同様、井野長割遺跡の林も放置するだけでは現状を維持することはできず、長期的な保全のためにも維持活動が不可欠であることは理解できます。

具体的な保全のための維持活動については、独立行政法人森林総合研究所が発行している文献（『里山に入る前に考えること¹⁾』）が大変参考になります。この中では地域住民と共に実施する里山林の管理が提唱されており、新炭林としての利用と萌芽更新の有効性についても述べられています。

行政手続きの流れ上、園路を設けなければ必要な維持活動のための予算が確保できないという議論があるかもしれませんが、そもそも予算確保のために必要なものを作るといふ行為は市民の税金を財源として活動する行政が取るべき行動ではありませんが、仮にこのような事実がある場合、近隣住民としては井野長割遺跡の維持活動にボランティアという形で参加することで、予算確保の必要性を軽減し、強いては園路の整備を不要にすることができると考えます。

『里山に入る前に考えること』にも述べられている通り、里山林を永久に維持していくためには地域住民のサポートが不可欠です。また、文化庁月報（平成24年6月号）²⁾には

「確信をもって言えることは、史跡の持続的保存のためには、マネジメントをいかに行つか、言い換えると、地域住民に支えられ、「地域づくり」「まちづくり」にいかに関与できるか、という視点を基軸に据えるという方向に文化財行政が大きく転換することが必要だということです。」

とあります。これらと同様のことが井野長割遺跡にも言えると思います。近隣住民がボランティアで井野長割遺跡の維持活動に参加することは、維持活動に必要な支出の軽減のみならず、長期的な遺跡の保存の観点からも大きな意義があります。逆に不要な園路を無理やり整備して地域住民の反感を買い、その後のサポートが得られなくなってしまつては井野長割遺跡にとって是最も不幸なシナリオと言えます。

近隣住民が実際にこのような維持活動に参加することができることを証するために、園路が不要なのであれば定期的に井野長割遺跡の維持活動に参加すると申し出ている近隣住民の一覧表を添付いたします。この一覧表は現段階において積極的に申し出てくれた方々のみが署名しており、今後本スキームがより具体化すれば、さらに多くの賛同者が得られると確信しています。

¹ http://www2.kobe-u.ac.jp/~kurodak/satoyama2010_3.pdf

² http://www.bunka.go.jp/publish/bunkachou_geppou/2012_06/series_15/series_15.html

活用方法について

井野長割遺跡の保存については、佐倉市教育委員会文化課様（または整備検討委員会様）と近隣住民の間に考え方の乖離はないと思われれます。しかしながら、井野長割遺跡の活用という点に関しては大きな隔たりがあると言わざるを得ません。文化課様は活用イコール園路整備としており、園路整備ありき、もしくは園路整備が最終ゴールのようにも感じられてしまっています。近隣住民としては、園路整備はデメリットしかなく、文化財保護法が意図する本来の活用からは逸脱していると感じます。

井野長割遺跡に園路を整備することは、特に女性や子供にとって危険箇所を増やすこととなります。数年前に園路が整備された井野小学校の西側の井野つ子山公園では、女性が公園内に連れ込まれ乱暴されるという事件が昨年 4 月に発生しています。井野つ子山公園よりも木々が多く、見通しが悪い井野長割遺跡で園路が整備されれば、同様の事件が発生しかねません。また、このような事件を防止するためには、大規模な防犯設備やシステム、注意書き、パイロン等々が必要となり、大きく景観を害すこととなります。

文化庁月報（平成 24 年 6 月号） には以下の記述があります：

「史跡は残ったが文化財指定がなされたばかりに、長い期間、街が死んだ、荒地になり誰も寄りつかなくなった、景観を害した、不法投棄を招いた、治安が悪化した危険箇所が増えた、という文化財保護はもうこれまでにしたいと思います。」

井野長割遺跡を活用するために、景観を害し、危険箇所を増やしてしまつては意味がありません。園路を整備しなくても井野長割遺跡を活用できると近隣住民は考えます。

間接的（井野長割遺跡外）活用方法

- インターネット上の井野長割遺跡の主だった情報については、公益財団法人印旛都市文化財センターのウェブサイト内にある埋蔵文化財データがありますが、これは調査履歴が中心で実際に出土した土器や石器等の写真やそのような出土品から縄文時代の生活等を分かりやすく学ぶことのできる情報に欠けていると思われれます。昨今のネット化の流れからも、まずはインターネット上においてしっかりと情報を発信し、学習の場を設けることが活用の第一歩となるのではないかと考えます。
- 佐倉市役所市民音楽ホール（旧市立市民ホール）の展示室に井野長割遺跡に関するパネルや出土品が展示（パネルは必ずしも井野長割遺跡に関するものではない）されており、展示品という形で活用が図られていると思われれます。しかしながら、その存在はあまり知られておらず、井野長割遺跡の現地案内板や上記ウェブサイトにも記載がありません。現地案内板、ウェブサイト、展示品をしっかりと連携することが更なる活用に結びつくのではないのでしょうか。
- 2005 年 2 月から 3 月に国立歴史民俗博物館にて佐倉市井野長割遺跡速報展が開催されていますが、それ以来、同博物館にて井野長割遺跡に関する主だった展示会等が開催されていないと思われれます。井野長割遺跡の情報をより分かりやすく整理し、出土品と併せて統報展を開催することも有意義な活用ではないかと考えます。

直接的（井野長割遺跡内）活用方法

- 近隣住民としては、井野長割遺跡の規模及び特性から、園路を整備して中へ入らなくても、遺跡敷地外から貴重とされる盛土を観察することができると考えています。観察行為を補助し訪問者により大きな満足感を与えるために、案内図を充実し、前述の通り関連するウエブサイトや展示場への連携を図ることで活用に繋がれると考えます。
- 前述の近隣住民が参加する維持活動をイベント化し、より多くの地域住民を巻き込み（又は広く参加者を募集し）、維持活動に従事しながら井野長割遺跡や縄文文化について学べるプログラムを定期的に開催することで活用が図れると考えます。
- 「里山に入る前に考えること」を参考に、井野長割遺跡を縄文時代の里山林と位置づけ、遺跡内の植物を資源ととらえなおし、縄文人が行っていたであろう活用方法を実践し、これにより上記イベントに組み込むとともに、遺跡の保護にも寄与できると考えます。
- 井野長割遺跡の案内図の充実等の目的で恒久的な案内・展示スペースが必要な場合は、井野小学校と連携する（学校施設の一部または学校に隣接する施設の利用）ことが望ましいと考えます。井野長割遺跡の南側は既に住宅地となっていることから、不特定多数の来訪者の出入りは防犯上望ましくありません。案内・展示スペース及びそこへの出入りは井野小学校正門付近の国道側に限定していただく必要があると考えます。

防犯について

井野長割遺跡に園路を設け、不特定多数の来訪者が出入りすることになれば、時間外の不法侵入防止のために柵の設置が必要となり、さらにはその柵を超えて侵入しようとする不審者を監視するための監視体制（夜間見回り、防犯カメラやアラーム設置等）も必要となります。また、駐車場等の必要施設がしっかりと確保されていない状態で園路を先行して整備すれば、必ず車で訪れる来訪者も多くなり、住宅街に無断駐車する車や速度超過で走行する車が増えることは容易に想像でき、これを抑制するために看板やパイロンの設置が必要となります。

井野長割遺跡は小学校と住宅街に隣接していることから、安全・防犯・監視体制は通常の史跡公園以上に必要があると考えます。これを景観を害さずに実現することは現実的には大変難しいと思わざるを得ません。一方、園路を整備せず、現状維持とすれば、不審者も近寄りたいたい環境が維持されます。現在の案内図に無断立ち入りを禁止する旨、許可制であること、許可を得るための連絡先を記載すれば、現在でも多い侵入者を抑制することができます。また、井野長割遺跡に関するしつかりとした連絡体制を確立し、近隣住民の賛同が得られれば、近隣住民が監視し、案内役となり、景観を害さずに設備は少なくして防犯を成し遂げることができると考えられます。

このように安全・防犯対策は園路を整備するかどうかにより大きく異なりますし、ハード面の充実よりもソフト面（近隣住民の協力）が鍵になると考えます。

最後に

井野長割遺跡の近隣住民としては、遺跡の本当の意味での保存（園路を設けないことが最善の保護対策）のために、そして防犯や安全のためにも、園路の整備は不要であると考えます。井野長割遺跡の維持活動に必要な予算を確保するために園路を整備する必要があるのであれば、近隣住民がボランティアという形で維持活動をサポートすることで、予算確保を不要とし、結果園路整備も必要なくなるはずです。

井野長割遺跡を本当の意味で活用するためには、情報の整理（井野長割遺跡の出土品等から縄文文化が分かりやすく学べる）、情報の発信、展示場・インターネット・現地案内板の連携等、園路整備よりも先に行うべきことが多く残っていると考えます。また、近隣住民・地域住民との連携が本来の意図での井野長割遺跡の保存と活用につながると考えます。

仮に近隣住民の意見に反して園路を整備する場合でも、車の問題や防犯上、景観上の課題を全て解決し、近隣住民の納得を得た上で整備を進める必要があると考えます。

近隣住民一同